

令和5年度介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助要綱

5 福保高施第427号

令和5年5月19日

1 目的

この要綱は、社会福祉法人、医療法人及び特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を運営している法人（以下「運営事業者」という。）並びに土地所有者に対して、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する有料老人ホームの整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームの整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次の各号のとおりとし、補助の内容は別表1のとおりとする。
なお、一の事業において同時に各号の補助を受けることはできない。

(1) 事業者整備型

運営事業者が、東京都内（八王子市を除く区域をいう。以下同じ。）に自ら設置運営する定員30人以上の介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム（以下「介護専用型有料老人ホーム」という。）を整備する事業

(2) オーナー型

土地所有者（土地所有者が株式会社である場合にあつては、当該株式会社の株式を全て保有している法人及び個人（完全親会社等）並びに当該株式会社が全ての株式を保有している株式会社（完全子会社）を含む。）が、運営事業者に貸し付ける目的で、定員30人以上の介護専用型有料老人ホームの用に供される建物を東京都内に整備する事業

3 暴力団等の排除

運営事業者又は土地所有者が次に掲げる個人又は団体である場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

4 補助対象費用

この補助は、介護専用型有料老人ホームの整備に必要な施設整備費を対象費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

5 補助金交付額

この補助金は、別表2の第1欄に定める種目について、第2欄に定める算定基準により算出した額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

6 補助金の交付及び請求

(1) 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金交付申請書（別紙1）を別に定める期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(2) 変更交付申請

交付の決定後の事情変更等により、交付決定の内容を変更しようとする場合は、補助対象事業者は、補助金変更交付申請書（別紙2）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(3) 交付決定

知事は、交付申請又は変更交付申請のあった事業について適当と認める場合は、7の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請又は変更交付申請を行った補助対象事業者に通知する。ただし、交付申請又は変更交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、不交付決定を通知することがある。

(4) 交付時期

この補助金は、請求により事業の出来高に応じ、別表3に定める時期に交付する。

(5) 実績報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に補助事業の事業実績報告書（別紙3）を知事に提出しなければならない。

(6) 額の確定

知事は、(5)の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、補助対象事業者に対し、交付すべき補助金の額を確定し通知する。

(7) 請求

補助対象事業者が、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書(別紙4、別紙4-2又は別紙4-3)による。

(8) 関係書類の管理保管等

補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

なお、補助事業に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示すること。

7 補助条件

この補助金は、事業者整備型の場合は(1)の条件を、オーナー型の場合は(2)の条件を付して交付する。

(1) 事業者整備型の補助条件

ア 審査要領及び審査基準の遵守

補助対象事業者は、別に定める介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助審査要領及び介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助審査基準を遵守しなければならない。

イ 設置及び運営上の条件

(ア) 補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けた場合を除き、次の設置及び運営上の条件を継続して満たさなければならない。

① 新たに入居者を受け入れる場合において、その者を加えた全入居者の半数以上が要介護度状態区分3以上又は全入居者の平均要介護度状態区分が3以上であること。

なお、全入居者には、要介護者である入居者の配偶者その他厚生労働省令で定める者を含む。

② 家賃及び前払金は、補助金なしの場合に比べて安い設定となっていること。

③ 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守すること。

また、関係機関から指導が行われた場合は、速やかに必要な是正措置及び改善を図ること。

④ 建物を介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助審査基準に適合させ

ること。

(イ) 補助対象事業者は、家賃及び前払金を変更する場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業に関する条件

(ア) 民間補助金との重複禁止

この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(イ) 承認を要する事項

次の①から③までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

① 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

② 補助事業の内容のうち、次のAからDまでのいずれかを変更しようとするとき。

A 建物の規模又は構造

B 建物等の用途

C 定員

D 工事の内容

a 工期変更を伴う工事

b 工法及び位置の変更を伴う工事

③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(ウ) 状況報告等

補助対象事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

(エ) 事故等の報告

補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 財産（建物）の取扱い

(ア) 財産処分の制限

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(イ) 財産の管理義務

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理す

るとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(ウ) 財産処分に伴う収入の納付

補助対象事業者が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

オ 契約に関する注意事項

(ア) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(イ) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(ウ) 契約手続の取扱い

補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準」によらなければならない。

カ 補助の取消し等

(ア) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(イ) 補助事業の一時停止

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

(ウ) 是正のための措置

6（6）の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがあり、この命令により必要な処置をした場合、改めて6（5）の実績報告を行わなければならない。

(エ) 決定の取消し

① 補助対象事業者が次のAからDまでのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

A 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

B 補助金を他の用途に使用したとき。

C 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

D 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

② ①の規定は、6（6）により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（オ）補助金の返還

① 補助対象事業者は、（エ）により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

② 補助対象事業者は、6（6）により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

（カ）違約加算金

補助対象事業者は、（エ）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（キ）延滞金

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（ク）他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

キ 運営に関する事項の報告

補助対象事業者は、財産処分制限期間を経過するまで、毎年7月1日時点に

おける施設の運営状況を、介護専用型有料老人ホームの運営に関する報告書（別紙5-1）により知事に報告しなければならない。

ク 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助対象事業者は、別紙6により知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

ケ 根抵当権設定の禁止

補助対象事業者は、補助を受けようとする介護専用型有料老人ホームの土地及び建物について、根抵当権を設定してはならない。

(2) オーナー型の補助条件

ア 審査要領及び審査基準の遵守

補助対象事業者は、別に定める介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助審査要領及び介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助審査基準を遵守しなければならない。

イ 土地所有者と運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、運営事業者と土地所有者が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

ウ 補助審査基準への適合

補助対象事業者は、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けた場合を除き、建物を介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助審査基準に適合させなければならない。

エ 設置及び運営上の条件

(ア) 補助対象事業者は、運営事業者に対し、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けた場合を除き、次の設置及び運営上の条件を継続して遵守させなければならない。

① 新たに入居者を受け入れる場合において、その者を加えた全入居者の半数以上が要介護度状態区分3以上又は全入居者の平均要介護度状態区分が3以上であること。

なお、全入居者には、要介護者である入居者の配偶者その他厚生労働省令で定める者を含む。

② 家賃及び前払金は、補助金なしの場合に比べて安い設定となっていること。

③ 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守すること。

また、関係機関から指導が行われた場合は、速やかに必要な是正措置及び改善を図ること。

(イ) 補助対象事業者は、この補助金の交付を受けるに当たっては、設置及び運営上の条件の遵守に係る誓約書（別紙7）により、運営事業者に（ア）の条件を遵守させることを知事に誓約しなければならない。

(ウ) 補助対象事業者は、運営事業者が家賃及び前払金を変更しようとする場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。

オ 建物の賃貸借に関する条件

(ア) 補助対象事業者が、この補助金を受けて整備した建物を運営事業者に貸し付けるに当たっては、建物賃料は合理的に算出したものでなければならず、かつ、整備に係る費用から補助金を控除することにより、補助金なしの場合と比較して安い賃料としなければならない。

(イ) 補助対象事業者は、知事の承認を受けずに運営事業者との建物賃貸借契約の内容を変更してはならない。

カ 建物の相続の報告

この補助金を受けて整備した建物について相続が発生したときは、相続人は、その事実があった日から3か月以内に、文書により知事に報告しなければならない。

キ 補助事業に関する条件

(ア) 民間補助金との重複禁止

この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(イ) 承認を要する事項

次の①から③までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

① 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

② 補助事業の内容のうち、次のAからDまでのいずれかを変更しようとするとき。

A 建物の規模又は構造

B 建物等の用途

C 定員

D 工事の内容

a 工期変更を伴う工事

b 工法及び位置の変更を伴う工事

③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(ウ) 状況報告等

補助対象事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

(エ) 事故等の報告

補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ク 財産（建物）の取扱い

(ア) 財産処分の制限

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(イ) 財産の管理義務

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(ウ) 財産処分に伴う収入の納付

補助対象事業者が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

ケ 契約に関する注意事項

(ア) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(イ) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(ウ) 契約手続の取扱い

補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準（オーナー型）」によらなければならない。

コ 補助の取消し等

(ア) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(イ) 補助事業の一時停止

この要綱の規定による報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従

って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

(ウ) 是正のための措置

6 (6) の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがあり、この命令により必要な処置をした場合、改めて6 (5) の実績報告を行わなければならない。

(エ) 決定の取消し

① 補助対象事業者が次のAからDまでのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

A 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

B 補助金を他の用途に使用したとき。

C 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

D 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

② ①の規定は、6 (6) により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(オ) 補助金の返還

① 補助対象事業者は、(エ) により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

② 補助対象事業者は、6 (6) により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(カ) 違約加算金

補助対象事業者は、(エ) により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(キ) 延滞金

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(ク) 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

サ 運営に関する事項の報告

補助対象事業者は、財産処分制限期間を経過するまで、毎年7月1日時点における施設の運営状況を、介護専用型有料老人ホームの運営に関する報告書（別紙5-2）により知事に報告しなければならない。

シ 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助対象事業者は、別紙6により知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

ス 根抵当権設定の禁止

補助対象事業者は、補助を受けようとする介護専用型有料老人ホームの土地及び建物について、根抵当権を設定してはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。
- 2 令和4年度以前からの継続事業については、事業開始年度の補助要綱の当該事業に係る規定を適用するものとする。

別 表 1

1 補助対象事業及び内容

補助対象事業	内 容
施設整備費補助	<p>(1) 事業者整備型 定員30人以上の介護専用型有料老人ホームの創設、療養転換創設、療養転換改築及び療養転換改修に係る費用に対する補助 ※ 社会福祉法人、医療法人及び特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を運営している法人が、自ら設置運営するものに限る。</p> <p>(2) オーナー型 定員30人以上の介護専用型有料老人ホームの創設及びオーナー改修型創設に係る費用に対する補助 ※ 土地所有者（土地所有者が株式会社である場合にあっては、当該株式会社の株式を全て保有している法人及び個人（完全親会社等）並びに当該株式会社が全ての株式を保有している株式会社（完全子会社）を含む。）が、社会福祉法人、医療法人及び特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を運営している法人に貸し付ける目的で整備するものに限る。</p>

(注) オーナー改修型創設については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

2 施設整備における整備区分ごとの内容

整備区分	整備内容
創 設	新たに介護専用型有料老人ホームを整備すること。
オーナー改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）により、新たに介護専用型有料老人ホームを整備すること。
療養転換創設	介護療養型医療施設を運営する法人が、既存の介護療養型医療施設を廃止して、新たに介護専用型有料老人ホームを整備すること。
療養転換改築	介護療養型医療施設を運営する法人が、既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに介護専用型有料老人ホームを整備すること。
療養転換改修	介護療養型医療施設を運営する法人が、既存の介護療養型医療施設の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）により、新たに介護専用型有料老人ホームを整備すること。

別表 2

1 種 目	2 算定基準		3 対象経費
	創 設、 療養転換創設 療養転換改築	オーナー改修 型創設、療養転 換改修	
主体工事費	一人当たり 2,000千円 に定員数を乗 じて得た額	一人当たり 1,000千円 に定員数を乗 じて得た額	施設の整備に必要な工事費又は工事 請負費及び工事事務費（工事施工の ため直接必要な事務に要する費用で あって、旅費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監理料等を いい、その額は工事費及び工事請負 費（対象経費）の2.6%に相当す る額を限度とする。）。ただし、別の 負担（補助）金等において別途補助 対象とする費用を除き、工事費及び 工事請負費には、これと同等と認め られる委託費、分担金及び適当と認 められる購入費等を含む。

別 表 3

年度補助事業が完了したとき、補助額の全額を交付する。ただし、年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合は、以下により2回に分けて交付することができる。この場合、第1回目の支払は、交付決定後に出来高を確認の上、交付する。

区分	第1回		第2回	
	交付時期	交付額	交付時期	交付額
年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合	工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)が契約額の30%以上に達したとき。	補助額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額)に工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)を乗じ、さらに0.9を乗じて得た額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額)の範囲内で千円未満を切り捨てた額	補助事業が完了したとき。	補助額から当該年度における既支出額を控除した額
上記以外の場合	補助事業が完了したとき。	補助額全額	—	—

(注) 補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、交付回数及び交付時期を変更することがある。ただし、その場合における交付額は、上記に準じて算出した額とする。